

平成 24 年度宝塚さざんか福祉会事業報告

利用者の受け入れについては、数年来、定員超過の状態が続いていましたが、これを解消するため、平成 23 年度から 2 年継続事業で新たな事業所の建設を進めてきました。工事は順調に捗り、平成 24 年 9 月 24 日に竣工式を行い、10 月 1 日に開所しました。定員は生活介護事業 10 名、就労継続事業 B 型 30 名の計 40 名で、名称は、公募により「かしの木工房 こはま」に決まりました。新事業所の利用者は、法人内事業所からの移動によるとしたため、ただちに定員を満たすには至らず、18 名の利用者からのスタートになりました。

新事業所開設までの仮作業場として使用してきました安倉南作業所は、新事業所開設後は、各事業所共用の作業活動やレク活動のスペースとして使用し、将来的には事業所としての利用も視野に入れながら今後の活用を検討します。

ケアホームについては、野上 2 丁目地内に女性ホームの開設を計画し、近隣住民と 8 月から 11 月にかけて 5 回の話し合いの場をもちましたが、ホームの開設に理解を得ることができず開設を断念しました。このような事例は法人として初めてのことであり、今後、ホーム開設に際しては、近隣住民の理解を得るため、真摯な姿勢でよ

り丁寧な説明、対応が必要との教訓を得ました。ホーム新設については、このうち安倉南地区に男性ホーム「あさひ」、口谷西地区に女性ホーム「すずらん」を、いずれも 3 月 25 日に開設しました。

宝塚市の委託事業である就労支援事業につきましては、全障害で対前年 1 名増の 57 名が就労しましたが、他方では離職者も 18 名を数えました。知的障害に限れば、それぞれ 19 名と 6 名で、うち法人利用者は 2 名と 2 名でした。

「地域活動支援センター」につきましては、開設した平成 23 年度は、利用者数が市の補助基準を下回ったため補助金の交付を受けることができませんでしたが、平成 24 年度は、広く事業の周知を行うなど利用者の確保に努めた結果、市の補助基準を満たし 800 万円余の補助金交付を受けました。しかし、利用者は精神障害を持つ方が多く、その支援方法への取り組みが課題になっています。

職員研修については、10 月 1 日の障害者虐待防止法の施行を機に虐待防止にかかる研修を積極的に行いました。まず、主任以上の役職者研修として、7 月 24 日及び 8 月 8 日の両日に亘って、虐待防止・権利擁護の事例をもとにグループ討議を実施し、8 月 18 日には顧問弁護士による「虐待防止法の理解」について全職員対象の研修、さ

らに 12 月 15 日にも全職員対象の「権利擁護で支援を見直す」と題する研修を実施しました。このほか 3 月 9 日には「触法者の支援」についても先進的な取り組みを行っている法人から講師を招いて研修を行いました。

東日本大震災の被災地支援につきましては、宮城県手をつなぐ育成会からの要請により、南三陸児童デイサービスの支援のため 8 月に 2 名、9 月に 1 名を派遣し、派遣日数は延べ 61 日になりました。

財政面では、事業活動収支計算書にみるよう福祉事業活動収支で 1,000 万円の差損が生じ、前年度の 3,800 万円の差益と比較して 4,800 万円の減となりました。これは、収入の増加 4,200 万円に対し、支出がこれを上回る 9,000 万円の増加となつたため、支出増の主な内訳は人件費増が 4,000 万、事務費及び事業費の増がそれぞれ 2,000 万円です。新事業所開設に伴う備品等の初度整備、事務局事務室の改修及びいきいき宝夢等施設の老朽化に伴う改修工事等一時的な支出があったとはいえ、今後、財政状況の逼迫が予想されるので、人件費・事務費そして事業費等全ての経費についての見直しと効率的な執行に取り組む必要があります。

職員の勤務については、4 月に西宮労働基準署のワークプラザ宝

塚に対する立ち入り監査があり、時間外勤務時間の把握と同手当の支給について適正に行うよう勧告を受けました。これについては、時間外勤務の事前承認の徹底や特殊業務手当の手当相当時間の明確化を行い、あわせて労働条件向上のため平成 25 年度から完全週休 2 日制を実施することとし、関係規定の改正を行いました。